

都営バス無線LAN（Wi-Fi）機器設置に係る契約書

東京都交通局（以下「交通局」という。）と株式会社〇〇〇（以下「機器設置者」という。）とは、交通局が所有する路線バス（以下「都営バス」という。）車内への無線LAN（Wi-Fi）機器設置に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 交通局は本契約において、無線LAN機器の設置に必要な都営バス車内のスペースを機器設置者に提供する。また、機器の正常動作に必要な限りにおいて、バス車内で発生させた電力を機器設置者に使用させる。
- 2 機器設置者は、車内のスペースの使用及びバス車内で発生した電力の使用の対価として、交通局に使用料を支払う。また、一般の都営バスのお客様を対象に、無線LANによる高速インターネット接続サービス（以下「サービス」という。）を提供する。

（公開募集要項の法的効力）

- 第2条 「都営バス無線LAN（Wi-Fi）機器設置契約者の公開募集要項」（以下「公開募集要項」という。）の記載事項は、本契約の一部としての法的効力を有するものとする。
- 2 交通局及び機器設置者は、公開募集要項が定めるところにより、本契約を履行しなければならない。

（契約期間）

- 第3条 本契約の期間は、平成25年12月1日から平成30年11月30日までの5年間とする。
- 2 契約期間の終了に際して、交通局又は機器設置者から特段の申し出がない場合は、契約を1年単位で自動的に更新する。ただし、最長で平成33年11月30日までとする。

（使用料等）

- 第4条 機器設置者は、交通局に対し、都営バス1両につき月額〇〇〇円（税別）を支払う。
- 2 使用料の算定及び支払時期については、公開募集要項が定めるところによる。

（使用料の支払）

- 第5条 機器設置者は、前条に定める使用料を、交通局が定める納入期限までに、交通局が発行する納入通知書により、支払わなければならない。
- 2 機器設置者は、交通局に対し、一旦支払われた使用料の全部又は一部の返還を請求することはできない。

（延滞金）

- 第6条 機器設置者は、前条の使用料を納入期限までに納入しないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該使用料の金額につき年5%の割合で計算した金額を延滞金（100円未満の場合を除く。）として支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日を分母とした割合とする。

（免責事項）

- 第7条 交通局は、都営バスの車両が設置機器に対して機械的又は電氣的に影響を与えたことにより発生した機器設置者の直接的及び間接的な損害に対して、一切の責任を負わない。
- 2 機器設置者は、前項にいう機械的又は電氣的な影響を認めたときは、交通局に速やかに

報告しなければならない。また、交通局と協議の上、影響を回避するために必要な対策を講じなければならない。

(使用の制限等)

第8条 機器設置者は、第1条に定める目的を逸脱して、車内のスペース及びバス車内で発生した電力の全部又は一部を使用してはならない。

2 機器設置者は、本件契約上の権利及び義務を譲渡又は一部譲渡することができない。ただし、事前に交通局の許可を得た上で、設置機器を他の事業者と共同で使用することができる。

(サービス提供状況の確認等)

第9条 交通局は、本契約の期間中に必要に応じて、機器設置者によるサービスの提供状況について、機器設置者の通常の営業時間内において照会し又は所要の報告若しくは資料提出を求めることができる。この場合において、機器設置者は正当な理由なくこれを拒否してはならない。

(住所等の変更の届出)

第10条 機器設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに文書をもって交通局に届けなければならない。

- (1) 商号、住所又は代表者を変更したとき。
- (2) 解散、合併、営業の全部又は重要な一部の譲渡その他これに類する重要な変動があったとき。

(機密保持)

第11条 交通局及び機器設置者は、本契約の履行により知り得た本件に関する情報のうち、情報提供時に当事者が秘密である旨明示した情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約期間中及び契約期間終了後2年間、公表し又は第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 開示当事者の秘密情報を一切使用することなく受領当事者が独自に開発した情報
 - (2) 本契約に違反することなく、かかる情報を開示する権限を有する第三者から、何らの制限なく受領当事者が取得した情報
 - (3) 開示の際に既に公知となっていた情報又は受領当事者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 裁判所、行政機関その他の政府機関の命令又は要求に基づいて開示される情報（ただし、受領当事者がその旨直ちに開示当事者に通知し、かかる情報の一般への開示を防止するために合理的な最善の努力を尽くすことを条件とする。）
- 2 交通局及び機器設置者は、本契約の履行において関与する自己の従業員、役員、代理人又は第三者委託先についても、前項の義務の履行を遵守させなければならない。

(契約の解除)

第12条 交通局は、公開募集要項に定める場合のほか、機器設置者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、直ちに契約を解除することができるものとし、これによる損害が生じた場合は、その賠償を機器設置者に請求することができる。

- (1) 自ら振り出し、又は裏書きした手形若しくは小切手が不渡り処分を受けたとき。
- (2) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等強制執行を受けたとき。
- (4) 破産申立て、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをなし、又はこれ

らの申立てを受けたとき。

(5) 解散、合併、営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議し、それによって本契約の履行に著しく支障が出るおそれがあるとき。

(6) 監督官庁からの営業取消し、又は営業停止の処分を受けたとき。

2 交通局又は機器設置者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、相手側に対する書面による通知により、直ちに本契約を解除することができるものとし、これによる損害が生じた場合は、その賠償を相手方に請求することができる。

(1) 本契約に違反し、又は重大な背信行為があったとき。

(2) その他本契約の履行が困難となり、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(損害賠償)

第13条 交通局及び機器設置者は、本契約に定める義務を履行しないことにより他方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 機器設置者が交通局に対して負担する損害賠償額は、月額使用料に1,452両分を乗じ、さらに12か月分を乗じた金額とする。

3 交通局が機器設置者に対して負担する損害賠償額は、契約解除の日から遡って過去1年以内に現に交通局に対して支払われた使用料の合計額を上限とする。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結に要する費用は、機器設置者の負担とする。

(管轄裁判所)

第15条 交通局及び機器設置者は、本契約につき訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義の決定等)

第16条 本契約の条項に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、交通局と機器設置者とが協議の上、別途決定する。

交通局と機器設置者とは、本契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成25年 月 日

交通局 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 公営企業管理者
東京都交通局長 中村 靖

機器設置者 東京都〇〇区(市) 〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇